

社会福祉法人メイクるタウン 職員倫理綱領

前文

社会福祉法人メイクるタウンは、日本国憲法、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法および虐待防止法に基づいて倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

私たちは利用者の尊厳と誇りを最大限に尊重し、公平と公正の上に立つ施設運営および利用者支援の充実・発展に努め、社会の一員として支え合い、誰もが生きがいを持ち生活できる社会の実現を目指します。

私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

生命の尊厳

私たちは、利用者一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

個人の尊厳

私たちは、利用者一人ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

人権の擁護

私たちは、利用者一人ひとりに対し、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

社会への参加

私たちは、利用者が、年齢、障害の状態等にかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活を送れるよう支援します。

専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、利用者一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生を送れるよう支援し続けます。